

○萩市鳥獣被害に強い集落づくり支援事業補助金交付要綱

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域ぐるみで取り組む鳥獣被害対策に係る活動費の一部を補助し、鳥獣被害に強い集落の育成及び地域リーダーの育成を目的とした萩市鳥獣被害に強い集落づくり支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び補助率)

第2条 市長は、補助金を毎年度予算の範囲内で別表に掲げる経費につき、同表に定める補助率により、補助金を申請しようとする団体（以下「申請者」という。）に補助する。

(補助金の交付申請)

第3条 申請者は、前条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、萩市鳥獣被害に強い集落づくり支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合、審査の上適当と認められたときは、速やかに補助額を決定して、萩市鳥獣被害に強い集落づくり支援事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式。以下「交付決定通知」という。）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(概算払の請求)

第5条 申請者は、前条の規定による交付決定通知があり、補助金の概算払を請求しようとするときは、萩市鳥獣被害に強い集落づくり支援事業補助金概算払請求書（別記第3号様式。以下「概算払請求書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項により提出された概算払請求書が適正であると認めるときは、申請者に対して補助金を概算払により支払うものとする。

(実績報告)

第6条 申請者は、事業を完了したときは、その日から20日を経過した日又は補助金の交付の決定をした年度の3月31日のいずれか早い日までに、萩市鳥獣被害に強い集落づくり支援事業実績報告書(別記第4号様式。以下「実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第7条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により適当と認めたときは、補助金の額を確定し、萩市鳥獣被害に強い集落づくり支援事業補助金確定通知書(別記第5号様式。以下「確定通知」という。)を申請者に通知するものとする。

2 市長は、この規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により確定通知を受けた申請者は、萩市鳥獣被害に強い集落づくり支援事業補助金精算払請求書(別記第6号様式)を市長に提出するものとする。

(関係書類の整備)

第9条 申請者は、その内容について、一切の状況を明らかにする関係書類を整備しておかなければならない。

(報告及び書類の提出)

第10条 市長は、必要があると認めたときは、補助金を交付したものに対し報告を求め、又は書類を検査し、その他監督上必要な事項を指示することができる。

(補助金交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた申請者がこの要綱に違反したときは、交付決定の取消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 萩市サル被害に強い集落づくり拡大支援事業補助金交付要綱は廃止する。

別表（第2条関係）

項 目	内 容
補助対象経費	簡易侵入防止柵設置に係る経費 放任果樹除去・集落点検活動に係る経費 鳥獣被害対策研修会に係る経費 パトロール・追い払い活動に係る経費 緩衝帯整備に係る経費 その他鳥獣被害防止に係る活動で市長が認めた経費
申請することができる団体	地域ぐるみの取組が可能な萩市内の集落
補助率等	補助対象経費の10分の10とする。 ただし、1地区当たり40万円を上限とする。